

東京福祉大学・大学院
北爪 克洋 | Katuhiro kitadume

1

本研修の内容

☑なぜ今、社会福祉法人の地域化が求められるのか？

☑どうして「なんでも福祉相談」なのか？

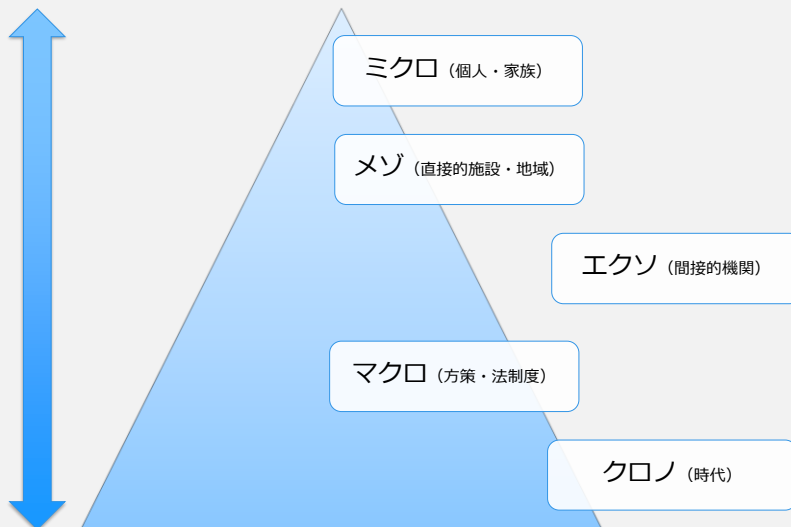
2

コンテンツ

- 地域福祉への移行
- 社会福祉法改正と社会福祉法人
- 社会福祉法人の公益的取り組み「なんでも福祉相談」
- コミュニティワークの実践

3

地域福祉への移行



4

地域福祉への移行

◆社会福祉関係八法改正

1988年の福祉関係三審議会による意見具申「今後の社会福祉のあり方について」（①市町村の役割重視、②在宅福祉の充実、③民間福祉サービスの健全育成、④福祉と保健・医療の連携強化・総合化、⑤福祉の担い手の養成と確保、⑥サービスの統合化・効率化を推進するための福祉情報提供体制の整備を提言）を受け、1990年に社会福祉関係八法改正が行われる。これにより、在宅福祉サービスの位置付け、老人および身体障害者の入所措置権の町村移譲、市町村・都道府県への老人保健福祉計画策定の義務付け等が改正され、措置制度下において地域志向がいきに高まる。

5

地域福祉への移行

◆社会福祉基礎構造改革

1989年以降の福祉改革の延長上にある2000年の社会福祉基礎構造改革の実施では、社会福祉サービス利用において措置制度から契約制度、応能負担から応益負担への変換、サービス供給主体の多元化など、それまでの社会福祉事業の在り方を転換させ、社会福祉法の制定、介護保険制度、障害者支援費制度（2006年からの障害者自立支援法）などの導入が図られた。同時に、地方分権一括法が2000年4月に施行され、福祉サービス利用者の「自己決定・自己選択」を保障し、そのサービス提供とサービスの基盤の地域化は確固たる方向性となる。社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」が明文化されたのもこの時である。

社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

6

地域福祉への移行

社会福祉基礎構造改革の全体像（平成12年）

<p>①個人の自立を基本とし、その選択を尊重した福祉サービス利用制度の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの利用制度化（障害者福祉サービスに支援費制度を導入） 利用者保護システムの整備（情報提供、権利擁護、苦情解決、適正契約の支援） 	<p>②質の高い福祉サービスの拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉事業の範囲の拡大（9事業追加）、施設の規模要件の緩和、社会福祉法人運営の弾力化 サービスの自己評価と第三者評価、専門職の資質向上 	<p>③地域での生活を総合的に支援する地域福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画の策定、知的障害者福祉サービスの市町村への権限移譲 社会福祉協議会、共同募金会、民生委員・児童委員の活性化
--	---	---

地域福祉への移行

◆地域共生社会

2000年12月 厚生労働省「つながりの再構築」

➤「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書

：多様化した生活課題、経済環境の急速な変化、家族の縮小等による「支えあい機能」の脆弱化に対する「つながり」の再構築の必要性。

2008年3月 厚生労働省「新たな支えあい（共助）」

➤「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書

：共助を確立するための推進・整備方策として、情報の共有、活動拠点や地域福祉のコーディネーター、活動資金の必要性について提起された。

地域福祉への移行

◆地域共生社会

2013年8月 社会保障制度改革国民会議「21世紀（2025年）日本モデル」

- 「21世紀型のコミュニティの再生」
- ：すべての世代を対象とした相互の支えあいの仕組み、地域づくりとしての医療・介護・福祉・子育て

2015年9月 厚生労働省「全世代・全対象型地域包括支援体制」

- 「新しい福祉の提供ビジョン」
- ：これまでの高齢者を対象とした地域包括ケアの考え方を深化させ、すべての地域住民を包含した「地域による支えあい」という「丸ごと」の体制構築

9

地域福祉への移行

◆地域共生社会

2016年6月 日本政府「ニッポン一億総活躍プラン」

- 「安心につながる社会保障」
- ：「地域共生社会」の実現を位置づけた。この「地域共生社会」の実現に向け、厚生労働大臣を本部長とした「我が事・丸ごと”地域共生社会実現本部」、また「地域力強化検討会」が設置

2017年9月 地域力強化検討会最終とりまとめ「地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ」

- 「多機関協働」
- ：地域の応じて、地域で協議し、中核機関を中心に対応する。中核機関の例としては、地域包括支援センター、自立相談支援機関、基幹相談支援センター、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政など。

10

地域福祉への移行

◆地域共生社会

2019年12月 地域共生社会推進検討会最終とりまとめ「市町村における包括的な支援体制の整備」

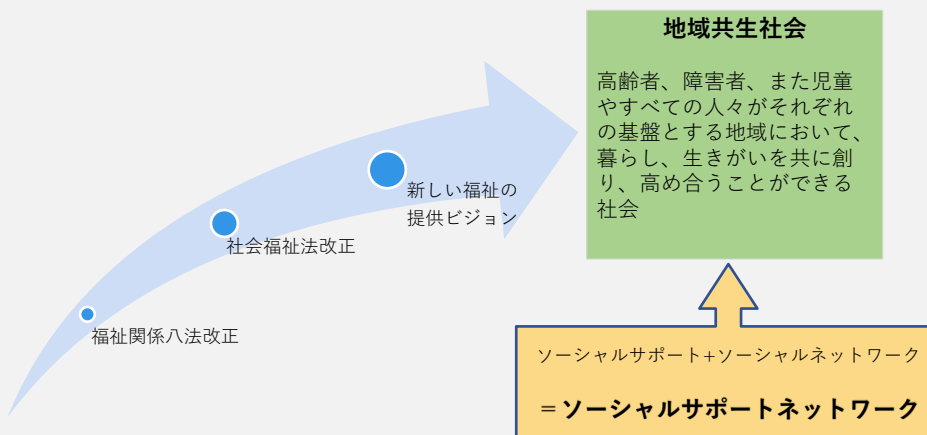
- 「断らない相談支援・参加支援・地域づくり」
- ：一体的、新たな機能の創設提案

2020年6月 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」

- 「地域共生社会の実現」
- ：地域共生社会の実現に向け、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等措置

11

地域福祉への移行



12

社会福祉法改正と社会福祉法人

2000年 社会福祉事業法改正

➤ ・社会福祉法への名称改正

・福祉サービスの基本理念（第3条）

「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない」

・地域福祉の推進（第4条）

「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行なう者は、相互に協力し・・・（中略）あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう（註）に、地域福祉の推進に努めなければならない」（註）2017年の改正にて「確保されるべきもの」と改められた。

- ・福祉サービスの提供の原則（第5条）
- ・福祉サービスの適切な利用（第75～88条）
- ・苦情解決（第82条）

13

社会福祉法改正と社会福祉法人

2016年（～2017年） 社会福祉法改正

➤ ・経営組織ガバナンス強化

・事業運営における透明性の向上

・財務規律の強化

・地域における公益的な取組を実施する責務（第24条第2項）

「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」

・行政関与のあり方

14

社会福祉法改正と社会福祉法人

「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書（平成26年7月）抜粋

第1部 社会福祉法人制度の概要

- ・社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人
- ・行政からのサービス実施（措置）の受託者として機能
- ・公の支配に属する法人
- ・所轄庁の監督の下、補助金や税制優遇を受ける一方、事業の範囲等は制限あり

第2部 社会福祉法人を取り巻く状況の変化

- ・社会情勢・地域社会の変化：高齢単身世帯の増加、若年層の孤立等
- ・社会福祉制度の変化：措置から利用、契約制度への転換とサービス体制の多元化
- ・公益法人制度の変化
- ・最近の社会福祉法人に対する主な指摘：内部留保に対する批判と規制改革会議等での議論

15

社会福祉法改正と社会福祉法人

社会福祉法人制度改革の概要

1.経営組織のガバナンス強化

- ・議決機関としての評議員会を設置
- ・役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- ・親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- ・一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2.事業運営の透明性の向上

- ・閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- ・財務諸表、現況報告書、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3.財務規律の強化

- ・役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止
- ・純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額を明確化
- ・再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ

4.地域における公益的な取組を実施する責務

- ・社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は定額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

5.行政の関与の在り方

- ・都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置付け
- ・経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備
- ・都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

16

社会福祉法改正と社会福祉法人

「厚生労働省においては、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる地域づくりへの支援とともに、複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを進めています。こうした中、法人においては、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、『地域における公益的な取組』の実践を通じて、こうした地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されています。」（「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 平成30年1月23日）

- ☞ 社会福祉法人制度改革は、健全な法人運営の下、「地域共生社会の実現」、また「地域包括ケアシステムの構築」に対し、社会福祉法人の地域における公益的な取組がそれを加速させ、地域の貴重な社会資源として位置付けられることを期待するものであり、またその積極的な貢献が期待されているものである。

17

社会福祉法改正と社会福祉法人

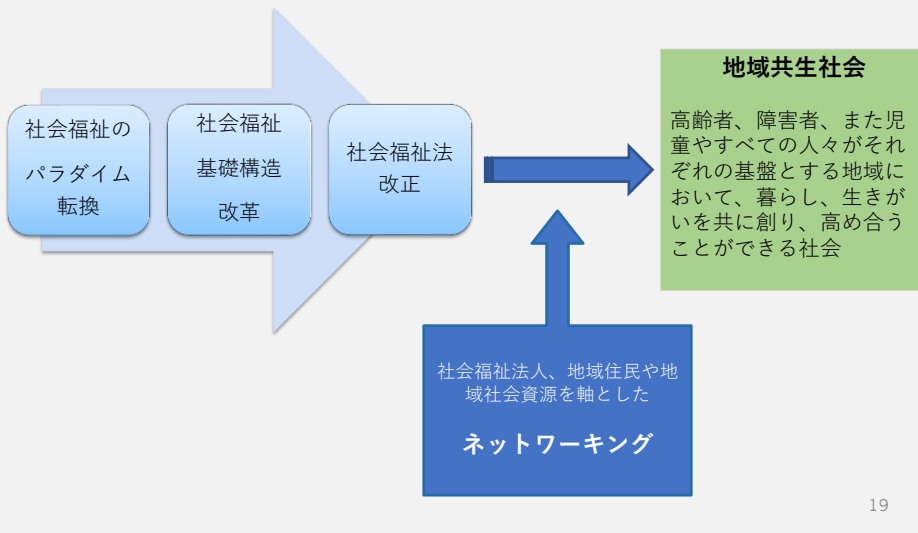
2020年 社会福祉法改正

- ・地域福祉の推進×共生する地域社会（第4条）
- ・重層的支援体制整備事業への必要な助言と情報提供、その他援助（第6条）
- ・重層的支援体制整備事業の実施（第106条）
- ・社会福祉連携推進法人制度の創設

社会福祉法人間の連携方法として「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」「合併、事業譲渡」「社会福祉法人の新設」に加えて新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」設立が認められた。

18

社会福祉法改正と社会福祉法人



19

社会福祉法人の公益的取り組み「なんでも福祉相談」

群馬県ふくし総合相談支援事業

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の実施責務、また現代の多様な社会福祉ニーズの顕在化を背景として、「オールぐんま、オール社会福祉法人」で取り組む仕組みとして、主に社会福祉法人で構成される16の県域団体に組織された群馬県社会福祉法人連絡会での協議を経て2018年に創設される。群馬県社会福祉協議会が事務局となり県内の社会福祉法人等の参画により同年7月より本格実施となる。

「地域における公益的な取組」を実施していくための仕組みとして、「住民の生活や福祉に関する総合相談支援」と「地域ネットワーク体制づくり」を柱として事業を展開する。

— 群馬県ふくし総合相談支援事業 —

なんでも福祉相談

生活上のお困りごと
私たち社会福祉法人に
ご相談ください！

「なんでも福祉相談」は、どこに相談したらよいかわからないといった地域の方の生活や福祉に関する困りごとを、受け止める役割を担います。

相談窓口

下記、問い合わせ先や、裏面に記載のある社会福祉法人には「なんでも福祉相談員」がいますので、お気軽に問い合わせください。

☆費用は無料。ご相談は本人でなくても構いません。

このステッカーが目印

問い合わせ先

20

群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」登録第30-100519号

社会福祉法人の公益的取り組み「なんでも福祉相談」

①住民の生活や福祉に関する総合相談支援

参加社会福祉法人は、『なんでも福祉相談員』を兼任配置し、分野を問わず、生活や福祉に関する相談を受け止める。自法人・施設で対応できない相談については、本事業のネットワークを活用して適切な支援先へとつなげ、これまで相談できなかった人々たちへの支援の輪を創ることを目指す。

②地域ネットワーク体制づくり

本事業を通じて、地域でのネットワーク形成に取り組み、各地域におけるネットワーク内で協力し、法人単独では解決できなかった困りごとに対して、チームとして解決に向けた支援を目指す。



21

社会福祉法人の公益的取り組み「なんでも福祉相談」

取り組み内容

1.参加法人数及び「なんでも福祉相談員」数 ※2023年3月現在

参加法人 181/496 (県内) 法人 (参加率 約36%)
「なんでも福祉相談員」 407名 (181法人・281事業所)

2.事業

(1) なんでも福祉相談

相談件数 (令和4年度) 199件
※2023年3月集計



22

社会福祉法人の公益的取り組み「なんでも福祉相談」

取り組み内容

(2) なんでも福祉相談員地区別連絡会議

県内9エリアでの市町村域にて、「なんでも福祉相談員」による事業推進に向けた検討・協議や取組の実施

地区	日時	時間	該当市町村
1 高崎・安中地区	R3.10.15	10時～12時	高崎市・安中市 (58名)
2 吾妻郡地区	R3.10.22	14時～16時	中之条町・長野原町・嬭恋村・草津町・高山村・東吾妻町 (17名)
3 富岡・藤岡・多野郡・甘楽郡地区	R3.10.29	14時～16時	富岡市・藤岡市・上野村・神流町・下仁田町・南牧村・甘楽町 (21名)
4 沼田・利根郡地区	R3.11.5	10時～12時	沼田市・片品村・川場村・昭和村・みなかみ町 (32名)
5 渋川・北群馬郡地区	R3.11.5	14時～16時	渋川市・榛東村・吉岡町 (35名)
6 伊勢崎・玉村地区	R3.11.12	10時～12時	伊勢崎市・玉村町 (40名)
7 桐生・みどり地区	R3.11.19	10時～12時	桐生市・みどり市 (40名)
8 太田・館林・邑楽郡地区	R3.11.19	14時～16時	太田市・館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町 (46名)



23

社会福祉法人の公益的取り組み「なんでも福祉相談」

取り組み内容

(3) なんでも福祉相談員研修会

①新任者研修【受講必須】

対象：新任相談員

内容：従来との研修Ⅰと研修Ⅱの内容

その他：受講する事により身分証を付与

②基礎研修【受講必須】

対象：全ての相談員

内容：相談員が活動する上で知っておくべき社会情勢を学ぶ

③スキルアップ研修【受講希望者】

対象：全ての相談員

内容：地域連携を進めるための情報発信やアウトリーチについて学ぶ
相談を受ける上での面談技術を学ぶ



24

社会福祉法人の公益的取り組み「なんでも福祉相談」

課題（「群馬県ふくし総合相談支援事業あり方検討会 提言書」より）

1. 相談窓口としての役割・位置づけ
2. ネットワークの構築
3. 事業周知及び相談件数実績
4. 相談員へのフォロー
5. 相談報告に係る労力
6. 相談事業以外の支援



25

社会福祉法人の公益的取り組み「なんでも福祉相談」

課題 → 可能性と方向性

1. 相談機関への架け橋の創出
2. 事業を通じた共通目標の創出
3. 地域住民等への「知る機会」の提供
4. 社会福祉実践力の向上とスーパービジョンの展開
5. 効果的ツールの開発と自事業への応用
6. 社会福祉法人及び地域力の発見・開発

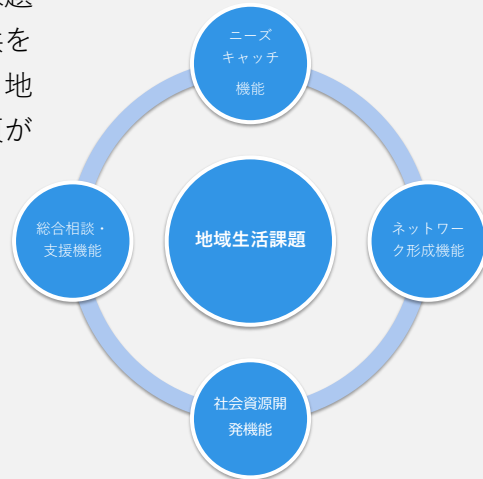


26

コミュニティワークの実践

多様化・複雑化した地域生活課題への効果的な対応、支援の提供を実現するために発揮されるべき地域福祉の機能として以下の事項があげられる。

- ①ニーズキャッチ機能
- ②ネットワーク形成機能
- ③社会資源開発機能
- ④総合相談・支援機能



コミュニティソーシャルワークを展開可能とするシステムにおける機能
出典：宮城孝「地域福祉計画」 27

コミュニティワークの実践

- ①ニーズキャッチ機能
 - ✓アウトリーチの対象の検討・設定
 - ✓具体的な対象の設定
 - ✓対象者及びその課題のスクリーニング
 - ✓実験的な試行
 - ✓評価と再検討

アウトリーチの手法、役割と実践上の制約についての確認

- ②ネットワーク形成機能
 - ✓目的、方法の明確化
 - ✓ネットワーク対象への呼びかけ
 - ✓協働の場の創出
 - ✓評価と再検討

組織の機能の言語化と可能性及び限界の明確化

基本的コミュニケーションを基礎としたコーディネーションに関する手法の獲得

ネゴシエーション、ファシリテーション、プレゼンテーションを基礎とするコーディネーションの実践

28

コミュニティワークの実践

③社会資源開発機能

- ✓ 地域課題の明確化
- ✓ 目標の設定等プランニング
- ✓ プランの実施と再評価

課題に対し組織にて提供可能、
また検討可能な機能、プリコ
ラージュの実践検討

活動を可能とするための資金
に関する助成等活用検討

④総合相談・支援機能

- ✓ エリアや役割の設定
- ✓ インテーク、リファーマなどのルール設定
- ✓ チームの形成

インテーク、アセスメント、
リファーマ等フェーズに応じた
面接技法の提供

ネゴシエーション、ファシリ
テーション、プレゼンテー
ションを基礎とするコーデ
ィネーションの実践

29

コミュニティワークの実践

▶ 地域住民の多様・複雑な生活課題へのアプローチにおいて、社会福祉法人は、ネットワークにおける重要な社会資源の一つであるとともに、ニーズキャッチ機能をはじめとするあらゆるレベルにおいて介入と機能提供が求められる。

施設・機関の利用者へのサービス提供を基礎として、コミュニティソーシャルワーク実践における中核的な存在として、他社会福祉法人、また地域社会資源との相互・交互関係、補完的關係の中で専門性を発揮することが重要となる。

30

地域化に向け

▶ 社会福祉事業法の改正以降20年の取り組みを通じて課題は明確化してきた。複雑で多様な社会的課題に対応するため、制度の垣根を越えた支援の連携が必要である。また、社会的課題は私たちの生活の延長上にあり、かつて自然に形成されていた近隣住民との日常的な関りが課題解決に大きな力となる。

現代の社会に応じた「地域社会の作り直し」が求められている。

社会福祉法で示されるように、地域住民が主体となって地域の困りごとに気づき、地域で話し合い、行政や事業者などと一緒になって解決策を探していくことができれば・・・。

社会福祉実践の専門機関である社会福祉法人は、求められる地域活動（コミュニティワークの実践）においてキーパーソンとなり、専門的な情報提供、話し合いの場の提供、社会福祉実践におけるコンサルテーション等にて重要な役割を果たすべき存在である。

31

ご清聴ありがとうございました。

32